

四国旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（6回目）

1. 日 時

令和4年10月4日（火） 10：30～11：15

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、渡真利、宮田、本間、佐藤

4. 議事概要

- 鉄道局から、同局で実施した本件認可申請に係るパブリックコメントの結果及びその対応方針等について、説明した。

- 運輸審議会委員からは
 - ① 柔軟なダイヤ設定を求める意見に対し、費用面に加えて利用者への案内での課題があるとの回答であったが、現在ではスマートフォンなどで簡単に列車の時間を調べられるようになっているのではないか。
 - ② 四国旅客鉄道株式会社（以下「JR 四国」という。）に対する寄付について、贈与契約を締結した上で実際に寄付したという実績はないのか。寄付にあたって税額控除の対象とするような余地は考えられるか。
 - ③ 中長期の経営計画の達成を目指すという回答であるが、既に計画の策定時とは前提が大きく異なってしまっている。計画の達成を目指すということではなく、見直しを進めることは考えられないのか。

- これに対して、鉄道局からは、
 - ① 現在、JR 四国ではパターンダイヤの導入により、時間を調べずとも列車に乗れる環境整備を進めている。地域の利用者・遠方からの利用者それぞれにとって利用しやすいダイヤを目指すことを考えると、日によってダイヤが異なるというのは適切でない面もあるし、また、案内も難しい。

- ② JR 四国からは実際に寄付に至ったものはなく、切符の購入などをご案内してご理解いただいていると聞いている。なお、税額控除の対象とすることが可能かという点については、その事業が収益を目指すものか非収益かによっても異なる。JR 四国がいくら公益性の高い事業を行っているとは言っても、収益事業である点は確かであり、難しい面があるのではないか。
- ③ 計画策定の段階でも運賃改定は見込んでいたが、コロナ禍により状況が大きく変わってしまったことは確かであり、経営計画についてどこまで何が実現可能かという点はよく考える必要がある。
- 等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。